

平成27年9月1日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 76号	平成26年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第 77号	平成26年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	2
議案第 78号	平成26年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	3
議案第 79号	平成26年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…	4
議案第 80号	平成26年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	5
議案第 81号	平成26年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	6
議案第 82号	平成26年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	7
議案第 83号	平成26年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	8
議案第 84号	平成26年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	9
議案第 85号	平成26年度秩父市水道事業決算の認定について……………	10
議案第 86号	平成26年度秩父市立病院事業決算の認定について……………	11
議案第 87号	財産の無償譲渡について……………	12
議案第 88号	工事請負契約の締結について……………	13
議案第 89号	秩父市税条例の一部を改正する条例……………	14
議案第 90号	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に 関する条例の一部を改正する条例……………	25
議案第 91号	秩父市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	26
議案第 92号	秩父市情報公開条例の一部を改正する条例……………	35

議案第 93号	秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例	38
議案第 94号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	40
議案第 95号	秩父市立病院使用料及び手数料条例及び秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	41
議案第 96号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	42
議案第 97号	秩父市個人番号の利用に関する条例	43
議案第 98号	平成27年度秩父市一般会計補正予算(第2回)	45
議案第 99号	平成27年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)	50
議案第100号	平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)	55
議案第101号	平成27年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第1回)	58
議案第102号	平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第1回)	61
議案第103号	平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)	64
議案第104号	平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1回)	67
議案第105号	平成27年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1回)	70
議案第106号	平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)	73
議案第107号	平成27年度秩父市水道事業会計補正予算(第1回)	76

議案第76号

平成26年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度秩父市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月1日提出

秩父市長 久喜邦康

議案第 77 号

平成 26 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 26 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第78号

平成26年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第79号

平成26年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第80号

平成26年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 81 号

平成 26 年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 26 年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監
査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 82 号

平成 26 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 26 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 83 号

平成 26 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 26 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監
査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 84 号

平成 26 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 26 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 85 号

平成 26 年度秩父市水道事業決算の認定について

平成 26 年度秩父市水道事業決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 86 号

平成 26 年度秩父市立病院事業決算の認定について

平成 26 年度秩父市立病院事業決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 87 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて議決を求める。

1 無償譲渡をする財産

(1) 土地（墓地） 墳墓 593 区画

所在地	地目	面積
秩父市下宮地町 5341 番 1	墓地	1,659 平方メートル
秩父市下宮地町 5342 番	墓地	1,041 平方メートル
秩父市下宮地町 5347 番 1	墓地	1,599 平方メートル
秩父市下宮地町 5347 番 2	墓地	1,094 平方メートル
秩父市大宮字下宮地 5359 番 4	墓地	1,474 平方メートル
		合計 6,867 平方メートル

(2) 水道施設一式

2 無償譲渡の相手方

秩父市下宮地町 25 番 29 号

宗教法人 廣見寺

住職 町田廣文

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

旧秩父町が、昭和 9 年 9 月 12 日に廣見寺から無償譲与された当該土地（墓地）について、昭和 10 年 3 月 20 日に締結した「町有墓地設置に関し覚書」に基づき廣見寺に無償譲渡するとともに、当該土地（墓地）に整備した水道施設一式についても同様に無償譲渡したいため。

議案第 88 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 (仮称) 大中橋架設工事 (上部工)
施工箇所 秩父市大滝地内
請負金額 金 239,511,600 円
請負業者 東京都江東区亀戸二丁目 26 番 10 号
株式会社富士ピー・エス 関東支店
常務執行役員支店長 白石博昭

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

(仮称) 大中橋架設工事 (上部工) の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 17 年秩父市条例第 61 号) 第 2 条の規定により提出する。

議案第 89 号

秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成 17 年秩父市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第 4 号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第 23 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 33 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 36 条の 2 第 8 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 51 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 71 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第23条第2項、第51条第2項（各号を除く。）、第71条第2項（第1号を除く。）、第89条第2項（第2号を除く。）、第90条第2項（第1号を除く。）及び第3項並びに第139条の3第2項（第1号を除く。）の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条第3項及び附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第23条第2項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第8項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の秩父市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに

附則 10 条の 3 各項及び第 22 条第 1 項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 22 条第 3 項に規定する申出書、旧条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は旧条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項及び第 22 条第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 89 条第 2 項第 2 号及び第 90 条第 2 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 98 条第 1 項	第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）第 1 条の規定による改正
-------------	--------------	--

		前の地方税法施行規則 (以下この節において 「平成27年改正前の地 方税法施行規則」とい う。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方 税法施行規則第48号の 6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方 税法施行規則第48号の 9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第 34号の2の2様式	平成27年改正前の地方 税法施行規則第48号の 5様式又は第48号の6 様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」とい

う。) 附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	秩父市税条例の一部を改正する条例（平成27年秩父市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則

		第5条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が

小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項

第8項	第4項	第11項
-----	-----	------

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項

第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第149条第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

平成27年9月1日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び地方税法(昭和25年法律第226号)等の一部改正に伴う所要の改正のほか、軽自動車税等の減免の申請期限について改正を行いたいため。

議案第90号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年秩父市条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(3) 秩父市公共施設等総合管理計画を策定し、変更し、又は廃止すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

公共施設等総合管理計画は、国から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため策定を求められているものであり、今後長期にわたる市の方向性を示す重要な計画となることから、議会の議決を経て決定したいため。

議案第91号

秩父市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市個人情報保護条例（平成17年秩父市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第3条—第9条）
第3章 個人情報ファイル（第10条—第12条）」を

「第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第3条—第12条）」に、「第4章」を「第3章」に、「第5章」を「第4章」に、「第6章」を「第5章」に改める。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第3条第4項及び第5項を次のように改める。

4 実施機関は、次に掲げる個人情報を保有してはならない。ただし、法令若しくは条例に定めがあるとき、又は実施機関が秩父市情報公開条例第22条に規定する秩父市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いてその所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する個人情報
- (3) 犯罪に関する個人情報

5 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

第3条第6項を削る。

第4条を次のように改める。

(個人情報取得の制限等)

第4条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により、本人から直接取得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外の者から取得することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために個人情報を取得する場合において、本人から当該個人情報を取得したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずると認められるとき。
- (6) 所在不明その他の事由により、本人から取得することができないとき。
- (7) 他の実施機関又は国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から提供を受けているとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

3 本人又はその代理人により、法令又は条例、規則その他の規程の規定による申請行為その他これに類する行為が行われたときは、第1項の規定による取得がなされたものとみなす。

4 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第24条及び第53条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財

産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第3章の章名、第10条及び第11条を削る。

第9条中「前条第2項第3号又は第4号」を「第9条第2項第3号又は第4号」に、「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、第2章中同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第8条の見出しを「（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を通じて取得した個人情報を取り扱う業務を行う場合及び実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（個人情報取扱事務の届出等）

第5条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的及び概要
- (4) 個人情報取扱事務で取り扱う保有個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報取扱事務で取り扱う保有個人情報の項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）

(2) 1年以内に廃棄し、又は消去することとなる保有個人情報のみを取り扱う個人情報取扱事務

(3) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する保有個人情報を取り扱う個人情報取扱事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの

(4) 前3号に掲げる個人情報取扱事務に準ずるものとして規則で定める個人情報取扱事務

4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

第12条第1項中「条例の」を「条例に」に改め、同条第2項中「するときは」の次に「、法令又は条例に定めがある場合を除き」を加え、同項ただし書を削る。

第14条第1項中「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、口頭による開示請求をすることができる。

第14条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第14条第5項を削る。

第15条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「。以下同じ」を削り、同条第3号中「団体

()の次に「市、」を加え、「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に改め、同条第4号中「法律の規定（これに基づく政令の規定を含む。）により」を「法令上」に改め、同条第7号イ中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に改め、同号オ中「、国」を削り、「又は独立行政法人等若しくは」を「、独立行政法人等又は」に、「利害」を「利益」に改める。

第19条第1項中「（以下「開示決定」という。）」及び「開示する保有個人情報」を削る。

第20条第1項中「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同条第2項中「30日以内」を「開示請求があった日の翌日から起算して45日以内」に改める。

第21条中「から30日以内にそのすべて」を「の翌日から起算して45日以内にその全て」に改める。

第22条第3項中「開示決定」を「第19条第1項の決定（以下「開示決定」という。）」に改める。

第23条第1項中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に改め、同条第2項中「をするに先立ち、当該情報に係る第三者」を「に先立ち、当該第三者」に改め、同条第3項中「反対する意思」を「反対の意思」に改める。

第24条第3項及び第4項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第19条、第20条及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、第14条第2項の口頭による開示請求があったときは、直ちに、開示請求者に対し、実施機関が定める方法により保有個人情報を開示するものとする。

3 前2項の場合において、保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、開示される保有個人情報の本人であること（第13条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の開示にあつては、開示される保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第27条第1項中「認められる」を「認める」に改め、同条第3項中「受けた日から」を「受けた日の翌日から起算して」に改める。

第28条第1項中「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同条

第2項中「訂正請求」を「前項の場合において、訂正請求」に改め、「、実施機関に対し」を削り、「書類又は」を「書類その他の」に改め、同条第3項中「提示し、」の次に「又は」を加える。

第31条第1項中「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同条第2項中「30日以内」を「訂正請求があった日の翌日から起算して45日以内」に改める。

第35条第1項中「思われる」を「認める」に改め、同項各号中「第8条第1項及び第2項」を「第9条第1項及び第2項」に改め、同条第3項中「受けた日から」を「受けた日の翌日から起算して」に改める。

第36条第1項中「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改める。

第39条第1項中「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同条第2項中「30日以内」を「利用停止請求があった日の翌日から起算して45日以内」に改める。

第41条第1項第2号中「第43条第1項」を「第43条」に改め、同条第2項中「同項の規定による諮問」を「当該諮問」に、「その答申を尊重して」を「それを尊重し」に、「当該不服申立てについての」を「不服申立てに対する」に改める。

第43条の見出し中「手続等」を「手続」に改める。

第4章を第3章とする。

第44条を第44条の2とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(費用負担)

第44条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により保有個人情報の写しの交付又は送付を受ける者は、規則で定める保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第49条中「市は、」の次に「市が」を加え、「(以下「出資団体等」という。)」を削り、「、出資団体等」を「、当該団体」に改める。

第5章を第4章とする。

第51条中「第6条第2項の」を削り、「取扱う」を「取り扱う」に、「同条同項」を「第7条第2項」に、「第2条第4号アに係る個人情報ファイル」を「保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」に改める。

第6章を第5章とする。

第2条 秩父市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「提供」を「利用及び提供」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。

第13条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第14条第3項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第15条第1号中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第24条第3項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第25条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が」に改める。

第27条第1項中「。第35条第1項において同じ」を削り、同条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第28条第3項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第35条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）に限る。以下この項におい

て同じ。)が」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第27条第1項各号に掲げる保有特定個人情報に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第4項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第36条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第3条 秩父市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第10条第2項本文中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第22条第1項及び第33条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第34条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定す

る情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第35条第2項中「に掲げる保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同条第4項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次条から第38条までにおいて同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秩父市個人情報保護条例第2条、第8条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条例第9条の改正規定（「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める部分に限る。）並びに同条の前に1条を加える改正規定 平成27年10月5日

(2) 第2条の規定 平成28年1月1日

(3) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている保有個人情報を取り扱う事務についての改正後の第5条第1項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、秩父市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年秩父市条例第 号）の施行後速やかに」とする。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、その開示、訂正、利用停止等を実施するために必要な改正のほか、所要の改正を行いたいため。

議案第92号

秩父市情報公開条例の一部を改正する条例

秩父市情報公開条例（平成17年秩父市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ただし書中「次の」を「次に」に改める。

第5条中「に対して」を「に対し、当該実施機関の保有する」に改める。

第6条第1項中「、実施機関に対して」を削り、「という。）を」の次に「実施機関に」を加え、同項第1号中「氏名又は」を「公開請求をするものの氏名又は」に改め、同項第2号エ中「利害を示す書面」を「利害関係の内容」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、「という。）」の次に「のいずれか」を加え、同条第1号中「（以下「法令等」という。）」を削り、「定めるところ」を「規定」に、「法律の規定（これに基づく政令の規定を含む。）により」を「法令上」に、「、公にすることができないと認められる」を「公にすることができない」に改め、同条第2号中「で特定の個人」を「であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人」に改め、同号ア中「法令等」を「法令若しくは条例」に改め、同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「当該職務の遂行」を「当該職務遂行」に改め、同条第3号中「団体（」の次に「市、」を加え、「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、「当該個人の事業」を「個人の当該事業」に改め、同号ア中「のあると認められる」を「がある」に改め、同条第6号イ中「の機関」を削り、「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に改め、同号オ中「、国」を削り、「又は独立行政法人等若しくは」を「、独立行政法人等又は」に改める。

第8条第1項中「除いた部分を」を「除いた部分につき」に改め、同条第2項中「出来る」を「できる」に、「害されること」を「害されるおそれ」に改める。

第9条中「に該当する情報」を「の情報」に改める。

第11条第1項中「（以下「公開決定」という。）」を削り、「並びに公開をする日時及び場所」を「及び公開の実施に関し規則で定める事項」に改める。

第12条第1項中「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同条第2項中「にかかわらず」の次に「、実施機関は」を加え、「30日」を「公開請求があった日の翌日から起算して45日以内」に、「延長後」を「、延長後」に改める。

第13条中「から30日以内にそのすべて」を「の翌日から起算して45日以内にその全て」に改める。

第14条第3項中「公開決定」を「第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）」に改める。

第15条第1項中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に、「もの（以下）」を「者（以下この条、第20条及び第21条において）」に改め、同条第3項中「公開をする日」を「公開を実施する日」に、「当該意見書」を「、当該意見書」に改める。

第16条第1項中「に記録されているときは」を「については」に改め、同条第2項中「について」を削る。

第17条を次のように改める。

（法令又は他の条例による公開の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、公開請求者に対し公開請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第18条第1項中「について」を削り、同条第2項中「、公文書」を「公文書」に改める。

第19条第1項中「の規定に基づく」を「による」に改め、同条第2項中「同項の規定による諮問」を「当該諮問」に、「その答申を尊重して」を「それを尊重し」に、「当該不服申立てについての」を「不服申立てに対する」に改める。

第28条第1項中「あつた日から」を「あつた日の翌日から起算して」に、「答申するように」を「答申するよう」に改める。

第33条の見出し中「出資等団体等」を「出資団体等」に改め、同条第1項中「（以下「出資等団体」という。）」を削り、「出資等団体の保有する」を「当該団体における」に改め、同条第2項中「が当該公の施設を管理する場合」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月1日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正に伴う改正のほか、字句の整理を行いたいため。

議案第93号

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「掲げる小学校就学前子ども」の次に「及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもで特別利用教育を受けているもの」を加え、同条第2号中「又は第3号」を「に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受けている者を除く。）及び同項第3号」に改める。

別表第1備考第1項中「及び第314条の8」を「、第314条の8及び第314条の9」に、「及び第5条の4の2第5項」を「、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条」に改め、同表備考第3項中「この表」の次に「、第2項」を加え、「表により」を「規定により」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 この表及び前項の規定にかかわらず、同表又は同項の規定により算定された利用者負担額が法第27条第3項第1号、第28条第2項各号若しくは第30条第2項第2号若しくは第4号又は附則第9条第1項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）を超える場合における利用者負担額は、当該内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

別表第2備考第4項中「この表」の次に「、第3項」を、「に在籍し、又は」の次に「特定地域型保育事業、」を加え、「表により」を「規定により」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第3項の次に次の1項を加える。

- 4 この表及び前項の規定にかかわらず、同表又は同項の規定により算定された利用者負担額が法第27条第3項第1号、第28条第2項第1号、第29条第3項第1号若しくは第30条第2項第1号、第3号若しくは第4号又は附則第6条第1項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）を超える場合における利用者負担額は、当該内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の施行に伴い、特別利用教育を受ける場合の利用者負担額について規定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 9 4 号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 2 5 年秩父市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 1 6 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）等の一部改正に伴い、施行期日について、所要の改正を行いたいため。

議案第 95 号

秩父市立病院使用料及び手数料条例及び秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(秩父市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第 1 条 秩父市立病院使用料及び手数料条例（平成 17 年秩父市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の部インフルエンザの項中「3, 500 円」を「4, 200 円」に改める。

(秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正)

第 2 条 秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（平成 17 年秩父市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部インフルエンザの項中「3, 500 円」を「4, 200 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の秩父市立病院使用料及び手数料条例別表の規定及び第 2 条の規定による改正後の秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例別表の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

インフルエンザの予防接種に使用する薬剤の購入価格値上がりに伴い、秩父市立病院及び秩父市大滝国民健康保険診療所で徴収しているインフルエンザの予防接種料の金額について、薬剤購入費用等を考慮した金額に改めたいため。

議案第96号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第78号」を「第79号」に改める。

別表中第83号を第84号とし、第75号から第82号までを1号ずつ繰り下げ、第74号の次に次のように加える。

75 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1枚につき500円
--	-----------

第2条 秩父市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第74号中「住民基本台帳カードの交付手数料」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料」に、「500円」を「800円」に改め、同表第75号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を「番号法」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を追加するとともに、平成27年12月をもって交付が終了となる住民基本台帳カードの交付手数料について削除したいため。

議案第97号

秩父市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年9月1日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めたいため。

議案第 98 号

平成 27 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 27 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,216,167 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,172,033 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		6,900,000	475,300	7,375,300
	1 地方交付税	6,900,000	475,300	7,375,300
13 使用料及び手数料		546,447	65	546,512
	2 手数料	152,639	65	152,704
14 国庫支出金		3,437,286	111,331	3,548,617
	1 国庫負担金	2,600,971	△31,327	2,569,644
	2 国庫補助金	823,355	139,013	962,368
	3 委託金	12,960	3,645	16,605
15 県支出金		1,778,625	△67,568	1,711,057
	1 県負担金	813,490	△15,664	797,826
	2 県補助金	737,223	△51,904	685,319
17 寄附金		6,575	10,000	16,575
	1 寄附金	6,575	10,000	16,575
18 繰入金		1,499,030	67,066	1,566,096
	1 繰入金	1,499,030	67,066	1,566,096
19 繰越金		469,749	1,574,628	2,044,377
	1 繰越金	469,749	1,574,628	2,044,377
20 諸収入		335,077	4,945	340,022
	5 雑入	170,737	4,945	175,682
21 市債		2,795,400	40,400	2,835,800
	1 市債	2,795,400	40,400	2,835,800
歳入合計		27,955,866	2,216,167	30,172,033

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,422,426	61,246	4,483,672
	1 総務管理費	3,801,383	28,565	3,829,948
	3 戸籍住民基本台帳費	131,366	32,681	164,047
3 民生費		9,997,954	△54,250	9,943,704
	1 社会福祉費	5,056,984	△62,425	4,994,559
	2 児童福祉費	3,715,292	7,959	3,723,251
	4 国民年金費	17,389	216	17,605
4 衛生費		2,341,902	1,540	2,343,442
	1 保健衛生費	941,285	1,540	942,825
6 農林水産業費		549,692	20,405	570,097
	1 農業費	279,634	6,350	285,984
	2 林業費	270,058	14,055	284,113
7 商工費		673,018	32,500	705,518
	1 商工費	673,018	32,500	705,518
8 土木費		2,935,614	26,948	2,962,562
	2 道路橋りょう費	1,584,990	18,208	1,603,198
	3 河川費	62,654	4,809	67,463
	5 住宅費	155,136	3,931	159,067
9 消防費		1,231,220	10,390	1,241,610
	1 消防費	1,231,220	10,390	1,241,610
10 教育費		2,369,596	14,371	2,383,967
	1 教育総務費	401,753	3,645	405,398
	4 幼稚園費	212,715	901	213,616
	5 社会教育費	487,189	6,520	493,709
	6 保健体育費	488,404	3,305	491,709
13 諸支出金		71,110	1,810,000	1,881,110
	1 基金費	71,110	1,810,000	1,881,110
14 予備費		79,220	293,017	372,237
	1 予備費	79,220	293,017	372,237
歳 出 合 計		27,955,866	2,216,167	30,172,033

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
5 観光施設整備事業費	14,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
9 防火水槽築造事業費	12,300		
10 消防ポンプ自動車等整備事業費	10,000		
12 小学校校舎空調整備事業費	30,500		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	45,700	補正前に同じ。		
	12,500			
	10,500			
	38,700			

議案第 99 号

平成 27 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 27 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 156,039 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,927,008 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に 32,347 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,388 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,843,082	8,552	1,851,634
	2 国庫補助金	454,295	8,552	462,847
4 療養給付費交付金		420,001	6,329	426,330
	1 療養給付費交付金	420,001	6,329	426,330
6 県支出金		523,154	448	523,602
	2 県補助金	468,500	448	468,948
10 繰越金		50,001	140,710	190,711
	1 繰越金	50,001	140,710	190,711
歳入合計		8,770,969	156,039	8,927,008

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者支援金等		1,024,178	1,691	1,025,869
	1 後期高齢者支援金等	1,024,178	1,691	1,025,869
4 前期高齢者納付金等		525	159	684
	1 前期高齢者納付金等	525	159	684
6 介護納付金		411,260	△915	410,345
	1 介護納付金	411,260	△915	410,345
10 諸支出金		19,502	78,258	97,760
	1 償還金及還付加算金	7,501	69,258	76,759
	2 繰出金	12,001	9,000	21,001
11 予備費		15,955	76,846	92,801
	1 予備費	15,955	76,846	92,801
歳 出 合 計		8,770,969	156,039	8,927,008

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		7,828	789	8,617
	1 県補助金	7,828	789	8,617
4 繰入金		54,074	9,000	63,074
	1 他会計繰入金	54,074	9,000	63,074
5 繰越金		5,000	22,558	27,558
	1 繰越金	5,000	22,558	27,558
歳 入 合 計		123,041	32,347	155,388

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医 業 費		40,289	3,320	43,609
	1 医 業 費	40,289	3,320	43,609
4 予 備 費		3,000	29,027	32,027
	1 予 備 費	3,000	29,027	32,027
歳 出 合 計		123,041	32,347	155,388

議案第100号

平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ742,063千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		600	227	827
	1 繰越金	600	227	827
歳入合計		741,836	227	742,063

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		602	227	829
	1 予備費	602	227	829
歳出合計		741,836	227	742,063

議案第101号

平成27年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成27年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,159,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,125,819	62,653	1,188,472
	1 介護保険料	1,125,819	62,653	1,188,472
3 国庫支出金		1,379,392	2,500	1,381,892
	2 国庫補助金	383,511	2,500	386,011
7 繰入金		997,959	△63,301	934,658
	1 一般会計繰入金	997,959	△63,301	934,658
8 繰越金		1	249,381	249,382
	1 繰越金	1	249,381	249,382
歳入合計		5,908,338	251,233	6,159,571

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		214,575	1,852	216,427
	1 総務管理費	140,235	1,852	142,087
4 基金積立金		34,371	137,260	171,631
	1 基金積立金	34,371	137,260	171,631
5 諸支出金		703	112,121	112,824
	1 償還金及還付加算金	702	45,055	45,757
	2 繰出金	1	67,066	67,067
歳 出 合 計		5,908,338	251,233	6,159,571

議案第102号

平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,406千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242,769千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		283,243	△33,406	249,837
	1 繰越金	283,243	△33,406	249,837
歳入合計		1,276,175	△33,406	1,242,769

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		65,000	△33,406	31,594
	1 予 備 費	65,000	△33,406	31,594
歳 出 合 計		1,276,175	△33,406	1,242,769

議案第103号

平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		28,913	9,632	38,545
	1 繰越金	28,913	9,632	38,545
歳入合計		122,449	9,632	132,081

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補止額	計
3 予備費		8,000	9,632	17,632
	1 予備費	8,000	9,632	17,632
歳出合計		122,449	9,632	132,081

議案第104号

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		5,425	1,043	6,468
	1 繰越金	5,425	1,043	6,468
歳入合計		250,819	1,043	251,862

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 予 備 費		2,000	1,043	3,043
	1 予 備 費	2,000	1,043	3,043
歳 出 合 計		250,819	1,043	251,862

議案第 105 号

平成 27 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

平成 27 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,059 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,548 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		23,000	2,059	25,059
	1 繰越金	23,000	2,059	25,059
歳入合計		33,489	2,059	35,548

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		20,751	2,059	22,810
	1 予 備 費	20,751	2,059	22,810
歳 出	合 計	33,489	2,059	35,548

議案第106号

平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		60,657	49,605	110,262
	1 繰越金	60,657	49,605	110,262
歳入合計		91,159	49,605	140,764

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 予備費		78,801	49,605	128,406
	1 予備費	78,801	49,605	128,406
歳出合計		91,159	49,605	140,764

議案第107号

平成27年度秩父市水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 平成27年度秩父市水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度秩父市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,145,523 千円	40,000 千円	2,185,523 千円
第2項 営業外収益	552,916 千円	40,000 千円	592,916 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,964,230 千円	6,791 千円	1,971,021 千円
第1項 営業費用	1,814,108 千円	6,791 千円	1,820,899 千円

平成27年9月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康